

交 通

JR旅客運賃・バス運賃・乗合タクシー・のりーと・航空運賃・地下鉄等の割引

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方が、列車・バス等を利用するときの料金が割引になります。利用の際は必ず手帳を携帯し、乗車券の購入または料金支払の際に係員へ手帳を提示してください。

※ 手帳所持者が12歳未満の場合は、通常のこども割引（小児運賃）と重複するため、本人は割引の対象になりません。（介護者のみ割引対象になります。）

区分	第1種の方	第2種の方	身体	療育	精神
JR 旅客運賃 (バスを除く)	・単独利用の場合 50%割引 (片道 101 km以上の普通乗車券のみ) ・介護者同伴の場合 障がい者・介護者(1名のみ) ともに50%割引 (普通乗車券、定期乗車券(小児は除く)、回数乗車券、普通急行券について)	・単独利用の場合 50%割引 (片道 101 km以上の普通乗車券のみ) ※定期乗車券については、12歳未満の障がい児と介護者が同伴で利用する場合に限り、障がい児・介護者(1名のみ)ともに50%割引	○	○	○
バス運賃	・単独利用の場合 50%割引 ・介護者同伴の場合 障がい者・介護者(1名のみ) ともに50%割引	・単独利用の場合 50%割引	○	○	△
	※定期乗車券、回数乗車券購入についても割引の対象となる場合があります ※精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている方も割引の対象となる場合がありますので、各事業者へお問い合わせください。				
市民バス	・単独利用の場合 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方 50%割引 ・介護者同伴の場合 障がい者 50%割引 介護者 全額免除		○	○	○
乗合 タクシー	・上記市民バス割引に準じる		○	○	○
のりーと	・上記市民バス割引に準じる		○	○	○
航空運賃	・単独利用の場合 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方 ・介護者同伴の場合 障がい者・介護者(1名のみ)		○	○	○
	・割引運賃は、各航空運送事業者が設定するものであり、事業者や路線によって異なる場合があります。詳細は各航空運送事業者を確認してください。				

地下鉄・路面電車	福祉割引は、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者手帳の交付を受けている方及びその介護者（1名）も同様に対象となります。 割引率は乗車料金の50%引きです。 ※詳しい内容は札幌市交通案内センターへお問合せください。	○	○	○
----------	--	---	---	---

※上記以外にもフェリー等で割引制度がある場合がありますので、各事業所へお問合せください。

JR通勤定期券の割引

——— ことも未来課 ことも未来係
(子育て支援センター内)

児童扶養手当の支給を受けている世帯は、JR 通勤定期乗車券を3割引で購入することができます。この場合、対象者はあらかじめ特定者用資格証明書の交付を受けることになりますので、ことも未来係へ申請してください。

タクシー運賃の割引

身体障害者手帳、または療育手帳、または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方がタクシーに乗車した際、手帳の提示により乗車料金が1割引になります。

福祉タクシー料金助成

——— 地域福祉課 地域福祉係

市内に居住する在宅の重度障がい者に対し、市内の営業用タクシーを利用する際の料金の一部を助成します。なお、常時車いす等を使用するため必要と認められる方については、リフト付タクシーも対象となります。（ただし、高齢者等移送サービスの対象者は除きます。）

◇対象者

- ①市、道民税が本人非課税であり、次のいずれかに該当する方
- ②身体障害者手帳の障がい程度が下肢または体幹機能障害の1、2級の方
- ③身体障害者手帳の障がい程度が視覚障害の1級の方
- ④療育手帳のA判定の方

◇助成方法

助成券を年間12枚交付します。（1枚につき基本料金分）

◇申請手続

身体障害者手帳または療育手帳と印鑑を持参して地域福祉係へ申請してください。

◇利用方法

身体障害者手帳、療育手帳を掲示して使用してください。
※障がい者本人が乗車している時以外は使用できません。

行動援護または20歳未満の移動支援の障がい福祉サービスを利用するための移動の手段として、福祉有償運送事業者に登録することで利用することができます。利用料は移動距離と時間により変わりますが、営利とは認められない範囲の対価により、会員に対して行う個別の輸送サービスです。

◇対象者

- ①行動援護サービスを利用する知的障がい者（児）
- ②移動支援の障がいサービスを利用する知的障がい者（児）（20歳未満）

◇利用申込

福祉有償運送業者：居宅介護サポートセンター ぽすと
奈井江町字茶志内89番地8
(電話&FAX 0125-65-5175)

寝たきりの要介護高齢者および重度身体障がい者が、車いすや寝たきりのままでも移動ができるよう車両を確保し、適正な通院機会等を提供することを目的とします。

◇対象者

市民税が本人非課税であり、次のいずれかに該当する方

- 1) 要介護認定3～5に相当する方で、寝たきりの状態にあり一般車両での移動が困難な方
- 2) 身体障害者手帳1、2級をお持ちの方で、重度障がいのため寝たきり等の状態にあり、一般車両での移動が困難な障がい者・児
- 3) その他市長が特に必要と認めた方

※年間48回（月4回）を上限とします。ただし、透析治療中の方に限り、身体障害者手帳と自立支援医療（更生医療）受給者証又は特定疾病療養受療証・重度心身障がい者医療費受給者証のいずれかの提示により年96回（月8回）が上限となります。市内での利用が原則となり、1回の利用ごとに300円の自己負担がかかります。ご利用を希望される方は地域包括ケア推進係へ申請してください。

腎臓機能障がいや身体障害者手帳の交付を受けている方が、やむを得ない事情（市内に透析を行う医療機関がないなど）により市外の医療機関へ人工透析を受けるため通院される方に交通費の補助を行っています。所得等により補助の基準が定められておりますので、詳しくは空知総合振興局社会福祉課へお問い合わせください。

在宅精神障がい回復者通所施設交通費助成 ——— 地域福祉課地域福祉係

在宅の精神障がい回復者が通所施設（就労支援事業所等）に通所する場合の交通費を助成します。助成額は、最も経済的な公共交通機関により通所する場合の往復運賃です。ただし、助成額は市内・市外を問わず1か月5千円を上限とします。

◇申請に必要なもの

申請書、通所事実証明書、請求書、印鑑（書類は地域福祉係にあります）

※精神障害者保健福祉手帳または自立支援医療（精神通院医療）受給者証を所持している方が該当。

※助成金については申請者の口座に振込みますので、締切日までに申請書を提出してください。

- | | | | |
|----------|-------------|--------|--------------|
| ・4～6月分 | 申請締切日 7月10日 | ・7～9月分 | 申請締切日 10月10日 |
| ・10～12月分 | 申請締切日 1月10日 | ・1～2月分 | 申請締切日 2月28日 |
| ・3月分 | 申請締切日 3月31日 | | |

詳しくは地域福祉係へお問い合わせください。

特定疾患患者通院費助成 ——— 地域福祉課地域福祉係

北海道の要綱による「特定疾患医療受給者証」の交付を受け、難病治療のため市外の医療機関へ通院されている方（市・道民税本人非課税）に対し、交通費の一部を助成します。

◇助成額

JR 美唄駅から、通院先の医療機関のある最寄り駅までの距離

- 1) 片道50km未満の場合、年額 5,000円
- 2) 片道50km以上の場合、年額10,000円

◇申請手続

「特定疾患医療受給者証」、医療機関を証明できるもの（診察券など）、助成金を振り込む本人名義の銀行口座がわかるもの、印鑑を持参し、地域福祉係へ申請してください。

有料道路通行料金の割引 ——— 地域福祉課地域福祉係

身体障害者手帳または療育手帳の交付を受けた方が、自動車（営業用自動車は除く）で有料道路を利用する場合、料金が5割引になります。障がい者一人につき、1台の申請に限ります。ただし、自動車を保有していない場合や、事前登録された自動車以外を使用する場合も要件を満たせば割引が可能です。

◇対象者

- 1) 障がい者本人が運転する場合
身体障害者手帳の交付を受けた方
- 2) 介護者が運転する場合
第1種の身体障害者手帳または療育手帳（A判定）の交付を受けた方

◇申請方法

身体障害者手帳・療育手帳、自動車を登録される方は下記のいずれかをご用意ください。

1) 自動車検査証（原本に限る）

2) 自動車検査証の写しと自動車検査証記載事項（写しでも可）

また、本人が運転する場合は運転免許証を持参し、地域福祉係へ申請してください。登録後、自動車を変更する場合も手続きが必要となります。

なお、ETCをご利用の方は自動車の登録に加え、ETCカードとETC車載器セットアップ証明書をご持参ください。

駐車禁止等除外指定車

岩見沢警察署 美唄警察庁舎

美唄市東1条北7丁目1-1

（電話 63-0110）

身体障害者手帳の交付を受けた方または知的・精神障がい者、戦傷病者で歩行が困難な方は、「駐車禁止等除外指定車標章」の交付を受けることができます。

◇対象者

視覚障がい	身体障害者手帳の障がい程度	4級以上
聴覚障がい	身体障害者手帳の障がい程度	3級以上
平衡機能障がい	身体障害者手帳の障がい程度	3級
上肢障がい	身体障害者手帳の障がい程度	2級以上
下肢障がい	身体障害者手帳の障がい程度	4級以上
体幹機能障がい	身体障害者手帳の障がい程度	3級以上
心臓・腎臓・呼吸器機能障がい	身体障害者手帳の障がい程度	3級以上
ぼうこう又は直腸・小腸機能障がい	身体障害者手帳の障がい程度	3級以上
肝臓機能障がい	身体障害者手帳の障がい程度	3級以上
知的障がい	A判定	
精神障がい	1級	

その他、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい（上肢2級以上、移動機能2級以上）、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい（3級以上）、小児慢性特定疾患児手帳の交付を受けている「色素性乾皮症」の方、戦傷病者（視覚・聴覚・平衡機能・体幹の方は特別項症の第4項症に該当する方で、それ以外の方は第3項症に該当する方）。

なお、平衡機能・下肢・体幹・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による移動機能の障がいについては「歩行が困難なことにより社会生活が制限されると認められる人」も含まれます。

◇申請手続

身体障害者等手帳（顔写真の確認できるもの）、印鑑、旧標章（過去に交付されている場合）を持参して美唄警察署へ申請してください。介護人が申請する場合は加えて申立書、続柄等を証明する書面が必要です。